

概要版

第4次

岡山県人権教育推進プラン



令和4年2月

岡山県教育委員会

「第4次岡山県人権教育推進プラン」策定の背景

人権教育に関して、国連は、平成17年から、「人権教育のための世界計画」に取り組んでいます。令和2年から始まった第4フェーズでは、持続可能な開発目標（SDGs）と連携した取組を推進することとしており、人権教育の推進は、国際的な潮流となっています。

国は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定して様々な施策を推進しています。

岡山県教育委員会では、国や県の状況を踏まえて、「第3次岡山県人権教育推進プラン」に基づいて総合的な人権教育行政を推進していますが、人権問題の様相が複雑・多様化・深刻化してきており、迅速かつ的確な対応が求められています。

このたび策定した「第4次岡山県人権教育推進プラン」は、岡山県教育委員会が取り組むべき事項として、人権教育の基本的な考え方と各人権課題に関する取組をまとめたもので、各学校園や地域においても、このプランを参考に、人権教育の一層の充実を図っていただくことを期待しています。

人権教育についての基本的な考え方

（1）人権とは

人間の生命はまさにかけがえのないものであり、これを尊重することは何よりも大切なことです。その上で、人権とは、人が生存し、幸せに生きる上で必要不可欠な諸権利を指しています。人権を構成する個々の権利は、それぞれ固有の価値があり、どれもが大切であって優劣や軽重の差はありません。

人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではありません。全ての人は、人としての尊厳と価値を当然に尊重される権利を有し、同時に、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任を負っています。

（2）人権教育が目指すもの

岡山県では、「第5次岡山県人権政策推進指針」において、人権教育を「生涯学習の視点に立ち、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう学校教育・社会教育において、その発達段階やライフサイクルに応じて実施される教育活動」としています。次の三つの視点に基づいて人権教育を推進し、全ての人が社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、共に生活する共生社会の実現を目指します。

人権とは、具体的にどのような権利のことですか。

人権を構成する個々の権利は、人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障、法の下での平等、衣食住の充足などに関わる諸権利です。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利なども含まれます。

(3) 人権教育の三つの視点

【視点1】 人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成

人権や人権擁護に関する基本的な知識を学び、その内容と意義についての理解と認識を深めるとともに、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それらを共感的に受けとめるような感性や感覚を育成する取組を進めます。

人権に関する知的理解を深めることと人権感覚を身に付けることによって、自分の人権と共に他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度につながり、さらにそれらが、様々な場面や状況下で、問題状況を変えていこうとする実践行動となって現れるようになることが大切です。

【視点2】 自立支援

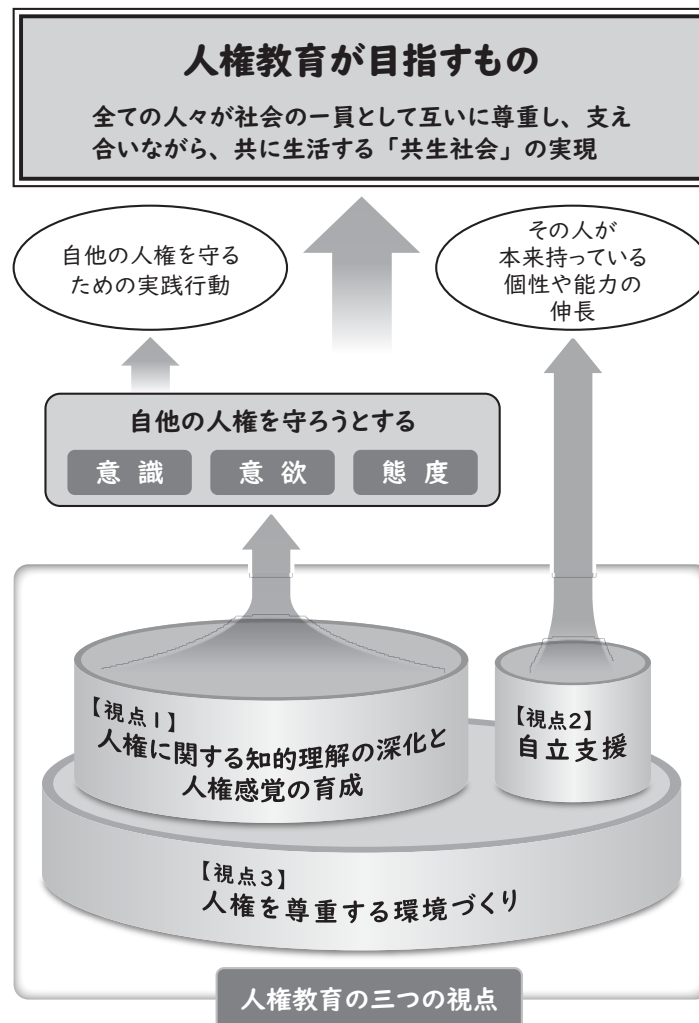
一人一人を大切にするという観点から、人権問題に関わり教育上配慮を必要とする人の自立支援に取り組みます。

差別や人権侵害によって、個人のかげがえのない可能性が制約されている状況があれば、そのことに自分自身が気づき、本来持っている個性や能力を伸ばし、自己決定力を高め、自律的な力を付け、それらの力を発揮して行動していくことができるように支援していくことが大切です。

【視点3】 人権を尊重する環境づくり

視点1及び2の取組の基盤となる、自分や他の人の大切さを認め合えるような学校園や地域の雰囲気づくり、そのための条件整備等の環境づくりに取り組みます。

人権教育が効果を上げるためには、人間関係や全体的な雰囲気等も含め、学校園や地域の教育・学習の場の人権を尊重する環境をつくるのが大切です。また、違いを認め合い、多様性を受容する社会を目指して、自他の人権を尊重し差別を許さない社会的風土を培うことも大切です



(4) 学校教育及び社会教育における取組

ア 学校教育

① 人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成

幼児児童生徒それぞれの発達段階に応じて人権の意義・内容等について知的理解を深めるとともに、差別や人権侵害等の出来事に接した際に、直感的にその出来事が「おかしい」「許せない」と思えるような人権感覚を育て、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが、様々な場面で具体的な実践行動に現れるような取組を進めます。

② 自立支援

一人一人を大切にするという観点から、教育上配慮を必要とする幼児児童生徒が、自尊感情を高め、本来持っている個性や能力を伸ばし、自己決定力を高め、自律的な力を付け、それらの力を発揮して行動していくことができるよう、学校園の取組を支援します。

③人権を尊重する環境づくり

幼児児童生徒が、豊かな人間関係を通して、自らが一人の人間として大切にされているという実感を持てるようにします。また、言語環境を整えたり、人権に関わるポスター等を掲示したりして、人権を尊重する気運を醸成し、人権に配慮した指導や学校園運営に取り組むことができるよう支援します。

イ 社会教育（家庭・地域における人権教育）

① 人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成

様々な人権問題についての理解と認識を深め、住民が日常生活の中に生かせる人権感覚と実践的な態度を身に付けることを目指した取組を進めます。また、市町村が実施する講座・講演会等の様々な学習機会提供の取組を支援するとともに、企業等に対しては、人権教育の推進に役立つ DVD 等の情報提供等を行います。

② 自立支援

偏見や差別、人権侵害によって様々な社会的制約や抑圧を受けている人が、本来持っている個性や能力を伸ばし、自己決定力を高め、自律的な力を付け、それらの力を発揮して行動していくことを目指した市町村の取組を支援します。

③人権を尊重する環境づくり

住民の自発的学習を進めるための指導者等の育成や、学習機会の充実に役立つ資料の作成、情報提供に取り組みます。

学校の人権教育では、どのような資質・能力を育てていきますか。

学校における人権教育の推進に当たっては、人権や様々な人権問題についての知的理解だけでなく、自他の生命や人間の尊厳を尊重する態度、違いを認め多様性を受け入れる心、自他の権利を大切に自分自身の行為に責任を負う意志や態度、正義と公正を重んじ人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲、他の人の痛みに共感できる想像力や感受性、表現力やコミュニケーション能力、偏見・差別を見極める力、対立的問題を非暴力的に解決する技能等の育成に取り組みます。

人権教育の総合的な推進

幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対し、学校教育や社会教育のあらゆる機会を捉えて、人権教育を総合的に推進します。その際、次の観点を大切に推進します。

(1) 推進体制の充実

教育庁内の関係課で構成する人権教育推進マトリックス会議等で、関係部署間の緊密な連携を図り、積極的な情報交換・情報提供や相互の理解・協力を進めるなど、人権教育を推進する体制を充実します。また、知事部局の関係課（室）や機関との連携を図るとともに、学校園や市町村が総合的に人権教育に取り組むことができるように支援します。

(2) 普遍的な視点及び個別的な視点からのアプローチ

「法の下での平等」「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチの二つの視点を踏まえた人権教育を効果的に推進します。

(3) 人権課題相互の関連

人権課題には、それぞれ固有の状況や歴史的経緯等がある一方、誤った認識や人権意識の欠如が偏見や差別の原因となっているなどの共通点もあります。また、インターネットによる人権侵害や社会問題の中には、多くの人権課題に複合的に関わる問題もあります。

人権尊重の意義、偏見や差別の不合理について、より具体的かつ多面的に考えられるよう、各人権課題を個別に扱うだけでなく、相互に関連付けた学習が進むよう指導の充実を図ります。

(4) 学校教育と社会教育との連携

学校園・家庭・地域それぞれの機能や役割を十分踏まえながら、連携・協働した取組を推進します。

(5) 関係機関・NPO・大学・企業等との連携

関係機関やNPO、大学、企業、教育研究団体等と連携・協働をして人権教育を効果的に推進します。

(6) 校種間の連携

各学校種間における学習計画の調整や相互協力、相互研修等の連携を推進するとともに、進学先の学校において適切な支援が継続して行えるよう、合理的配慮の提供や児童虐待への対応、性の多様性への配慮など、児童生徒の状況について、途切れることのない情報交換を進めます。

(7) 人権教育推進状況の把握

学校園や市町村における人権教育を効果的に推進していくため、人権教育の推進状況の把握に努めるとともに、関係部署等が実施する調査結果の活用を図ります。

推進に当たって大切にすべきこと

(1) 就学前教育の充実

就学前教育においては、人権感覚の基盤となる自尊感情を育てていくことが重要です。また、他の人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや、友達との関わりを深め思いやりを持つようにすること等について、遊びを中心とした生活を通して指導することが大切です。

人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるよう、一人一人を大切にしたい教育・保育の在り方を検討する研修を実施します。その際、参加体験型や事例検討型研修を行うなど、より実践力を高める工夫をします。

(2) 家庭教育の充実

家庭教育は、子どもの人格や人権意識の形成に大きな影響を与えることから、その充実を図ることは極めて重要です。

保護者が、学校園における取組を理解するとともに、人権問題を正しく理解して子どもに接することが大切です。

P T Aを対象とした研修会を実施するとともに、学校園や市町村が実施する社会教育関係団体を対象とした研修事業を支援するとともに、研修会等に参加しにくい保護者が勤務する企業等を訪問して、家庭教育に係る学習機会を提供するなど家庭教育支援を充実させます。また、子育てに関する不安や悩みを相談できる体制の充実に努めます。

(3) 教職員の研修の充実

教職員は、人権尊重の精神が幼児児童生徒に正しく身に付く教育活動が行えるよう、自己研鑽を積むことが大切です。また、幼児児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一個の人格として接するという教職員の姿勢そのものが、人権教育の基盤となります。

教職員の研修に当たっては、人権尊重の理念を、単に理解するだけに止まらず、そのことが態度や行動に現れるようにする研修を、教職員自身が体験することが重要です。また、研修を受けることにより、教職員の人権教育の指導に対する意欲や、主体性が高まる内容であることが求められます。

教職員自身が人権尊重の意義や人権問題について理解と認識を深めるとともに、授業の内容・方法を工夫・改善する研修や人権感覚を培うための参加体験型の研修の充実を図ります。

(4) 指導者等の養成

地域における人権教育を効果的に推進するためには、資質と指導力のある指導者等の存在が不可欠です。また、地域における具体的な人権問題を解決していくためには、様々な年齢層や豊かな経験を持つ人々の協力を得ることの他、地域の関係者が、相互に連携できるネットワークを構築することや、その調整役を果たす人材（コーディネーター）を育成することも必要です。

指導者等の養成講座の充実を図るとともに、修了者への情報提供や、活動の機会を提供します。また、講師情報を提供するとともに、指導者等が情報交換を行う場の提供やネットワークづくりを支援します。

(5) 効果的な学習プログラムの開発

人権教育を進めるためには、効果的な学習プログラムが必要です。

学校教育や社会教育において有効に活用できるよう学習プログラムの改善を進めるとともに、県教育委員会が実施する各種講座・研修会の学習プログラムの改善と充実を図ります。

(6) 地域における多様な学習機会の提供

地域においては、人々が人権教育の重要性を認識し、学習に積極的に参加できるよう、住民のニーズや地域の実情を踏まえた多様な学習機会を提供するなどの条件整備を図る必要があります。

成人期については、地域や職場等で身近な人権問題に直面することが多くなることから、社会教育施設等における活動だけでなく、地域の企業・事業所等と連携した取組を展開するなど、学習機会や学習情報の提供、学習支援の充実により、人権意識の高揚に努める必要があります。

人権教育の学習に役立つ様々な情報を提供するとともに、様々な学習機会を提供する市町村の取組を支援します。

(7) デジタル化への対応

社会全体のデジタル化が進展する中、学習者の利便性の向上や取組の効率化を図るため、デジタル化への対応を進めていく必要があります。また、学習者は、自他の人権に配慮した、適切で責任ある行動規範を身に付けることが大切です。

オンラインによる研修機会の提供やeラーニング資料の充実など、情報通信ネットワークを活用した学習機会を提供するとともに、研修に誰もが参加しやすいようアクセシビリティの向上やデジタルデバイドの解消に努めます。また、人権侵害等を防止するために、情報モラルの周知に努めます。

(8) 人権侵害への対応

学校園においては、人権教育の充実に努め、幼児児童生徒への人権侵害や差別が発生しないようにすることが大切です。しかし、人権侵害や差別事象等が発生した場合には、人権を侵害された被害者の人権回復を最優先し、二次被害が発生しないようにする等に留意しながら対応する必要があります。

人権侵害の未然防止や、人権侵害が発生した場合の適切な対応等について教職員に周知します。

(9) 教育の中立性の確保及び一人一人の自主性の尊重

人権教育の推進に当たっては、ボランティア団体やNPO等、人権に関わる様々な民間団体との連携や協働を視野に入れる必要がありますが、公教育としての主体性を持ち、教育の中立性を確保して、人権教育に取り組む必要があります。

人権教育の推進に当たっては、教育の中立性に留意するとともに一人一人の自主性を尊重し、幅広く理解と共感を得られるよう、取組の内容や方法について創意工夫を図ります。

各人権課題に対する取組

(1) 女性

ア 現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、制度面等の整備が進められてきましたが、依然として、固定的な性別役割分担意識や男女の地位の不平等感は根強く残っています。また、男女間の暴力の根絶も重大な課題となっています。他にも、児童ポルノやアダルトビデオへの出演を強要するといった若年層を狙った性暴力や性的搾取が問題となっています。

イ 基本的な方針

性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画社会の実現を目指し、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。また、男女間のあらゆる暴力を防止する教育を推進します。

(2) 子ども

ア 現状と課題

地域社会のつながりが希薄化する中で家族形態は多様化し、孤立する家庭もでてきており、虐待や貧困等、子どもの健やかな育ちに影響を与える問題が顕在化しています。学校における暴力行為やいじめ、不登校については、様々な取組が行われてきていますが、いまだ厳しい状況にあります。さらに、SNSの普及によりインターネットを介したいじめや誹謗中傷等の問題への早急な対応策が求められています。

イ 基本的な方針

子ども自身が、次代の担い手としての責任を自覚して主体的な生き方を身に付けることができるように、学校園・家庭・地域が連携して、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、子どもたちが生きていく上で基本となる資質能力を育む教育を推進します。その際、生命を大切にするとともに、正義感や公正さを重んじる心や他者と共に生きていこうとする態度を育む取組の充実を図ります。

ウ 具体的な取組

①学校園

- 男女平等を推進する教育の充実
- 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進
- 男女間のあらゆる暴力を防止する教育の推進
- 性に関する取組の充実
- 性別に関わりなく一人一人を尊重する教育を進める環境づくり
- 研修や指導資料等の充実

②家庭・地域

- 男女共同参画に関する研修の充実
- 理解の促進を図るための資料の整備
- 市町村の取組の支援

ウ 具体的な取組

①学校園

- 豊かな心の育成
- 人間関係づくり
- 暴力等を防止する取組の充実
- いじめ・自殺等の未然防止の取組の推進
- 児童虐待防止の取組の充実
- 自立支援の取組
- 主権者教育の取組
- 消費者教育の取組
- 親の役割や子育てについて学ぶ学習の設定
- 幼児児童生徒の人権を尊重する環境づくり

②家庭・地域

- 保護者の学習機会の提供
- 相談体制の充実
- 体験活動の機会の充実
- 子どもの居場所づくり
- 自立支援の推進
- 児童虐待防止の取組の充実
- 子どもの人権が尊重される社会づくりの推進

(3) 高齢者

ア 現状と課題

高齢化が急速に進展する中、高齢者が、知識と経験を生かし、社会の一員として尊厳を保持しながら、住み慣れた地域や家庭で安全・安心に生活することが大切です。

しかし、加齢に伴い疾病等で寝たきり状態になったり、認知症等で日常生活への適応が困難になったりするなど介護を要する高齢者が増加しています。

また、虐待や特殊詐欺による被害など、高齢者の人権や尊厳が脅かされるような問題も生じています。

イ 基本的な方針

高齢者に対する尊敬と感謝の念を深め、その尊厳が保持されるように、家庭や地域で果たす役割や、加齢に伴う認知症など高齢者の心身の特徴等について理解と認識を深める教育を推進します。

ウ 具体的な取組

① 学校園

- 高齢社会や介護・福祉についての理解の促進
- 高齢者に対する尊敬と感謝の念の醸成
- 認知症についての理解の促進
- 教職員研修の充実

② 家庭・地域

- 学習機会の提供
- 高齢者の生きがいとなる機会や活躍の場の提供

(4) 障害のある人

ア 現状と課題

ノーマライゼーションの理念が浸透し、障害のある人が、積極的に社会に参加できるようにするべきであるという考え方が広まってきています。しかし、家庭や地域において生活することや、積極的に社会へ参加することへの要求や願望があっても、様々な障壁のために、日々の生活や社会参加、雇用の場の確保など実現が困難なことがあることから、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方について、一層の理解を深める取組が必要です。

イ 基本的な方針

障害のある人とない人が相互に交流して、正しい理解と認識を深める取組を進めるとともに、不当な差別的取扱の禁止や合理的配慮の提供等、障害者差別解消に向けた取組を推進します。さらに、障害のある人の自立と社会参加の促進を図る教育を推進します。

ウ 具体的な取組

① 学校園

- 障害のある人についての理解の促進
- 「心のバリアフリー」に関する教育の充実
- 特別支援教育の充実
- 教職員研修の充実

② 家庭・地域

- ノーマライゼーションの理念の普及
- ユニバーサルデザインの考え方の促進
- 特別支援教育についての理解の促進
- 交流の促進

「障害の社会モデル」という考え方とは、どんな考え方ですか。

障害とは、何らかの機能制限のある人が、そこに参加することを前提としない社会の在り方、環境によって、「社会的障壁」が現れ、それによって「障害」が生じるという考え方のことです。ここでいう「環境」とは、「物的な環境」だけでなく、人の概念、価値観等の「人的な環境」も含まれます。

(5) 同和問題

ア 現状と課題

昭和40年の「同和対策審議会答申」以降、県では、同和問題の早期解決のための諸施策を積極的に推進しました。また、平成28年には、「部落差別解消推進法」が公布、施行され、差別解消に必要な教育及び啓発に努めてきました。今までの取組が一定の成果につながるなど、同和問題は解決に向かってはいますが、結婚問題での周囲の反対、身元調査などで差別意識が見られることから、引き続き差別意識の解消に取り組む必要があります。

また、同和問題を口実として、高額な書籍を売りつけるなどのえせ同和行為は、被害は減少しているものの、依然として発生しています。

イ 基本的な方針

部落差別を解消して差別のない社会の実現を目指すため、これまで積み上げられてきた教育の成果や「部落差別解消推進法に係る実態調査」の結果を踏まえ、学校の教育課程に同和問題の解決に向けた教育を適切に位置付けるとともに、学校教育と社会教育の連携を図りながら推進します。

ウ 具体的な取組

① 学校園

- 同和問題についての理解と認識の深化と実践的態度の育成
- 教職員研修の充実
- 学校園間の連携及び家庭・地域との連携

② 家庭・地域

- 学習内容や方法等の創意工夫
- 社会教育施設の活用の促進
- 保護者の学習機会の充実
- 研修会等の支援

(6) 外国人

ア 現状と課題

県内の在留外国人数は、増加傾向にありますが、言葉、文化、生活習慣の相違等に起因する問題が生じています。また、近年、社会的関心を集めているヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷付け、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、差別意識を生じさせることになりかねず、平成28年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、国と地方公共団体はその解消に向けた取組を進めています。

異なる国籍・文化的背景・価値観を持つ人々が互いに多様性を認め合いながら、お互いを尊敬・尊重し安心して暮らすことのできる多文化共生社会の実現が求められています。

イ 基本的な方針

諸外国の歴史や文化、宗教、生活習慣等の理解を深めたり、外国人と直接触れ合ったりする国際理解教育を推進します。また、在日韓国・朝鮮籍の人々や帰化によって日本国籍を取得した人等に対する偏見や差別の解消に努めます。

さらに、日本語教育の必要な在住外国人等に対して、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の提供に努めるとともに、相談・支援の取組を進めます。

ウ 具体的な取組

① 学校園

- 国際理解教育の充実
- 教職員研修の充実
- 在住外国人の幼児児童生徒等への支援

② 家庭・地域

- 国際理解教育の推進

(7) ハンセン病問題

ア 現状と課題

ハンセン病は、現在では治療法が確立し、薬により確実に治る病気となっていますが、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで、療養所へ隔離する政策がとられ、患者や回復者及びその家族は厳しい偏見

や差別を受けてきました。

昭和63年に長島と本土との間に邑久長島大橋が開通し、様々な交流が行われるようになりましたが、入所者の多くは長年にわたる隔離により家族や親族などとの関係が断絶し、自身の高齢化等もあり、社会復帰は困難で、ほとんどの人が療養所で生涯を過ごさざるを得ない状況にあります。

また、この問題は回復者本人だけではなく、その家族等にも長年にわたり多大な苦痛と苦難を強いてきました。そのため、家族の名誉回復やその境遇も踏まえて、ハンセン病問題についての正しい理解と認識を深める教育に取り組む必要があります。

イ 基本的な方針

ハンセン病問題について正しい理解と認識を深め、偏見や差別を解消し、こうした過ちを繰り返さない、二度と起こさないための教育の充実を図ります。

岡山県には二つの国立ハンセン病療養所があることを踏まえ、正しい情報の提供や邑久長島でのフィールドワーク、ハンセン病回復者との交流の促進に取り組めます。

ウ 具体的な取組

①学校園

- ハンセン病回復者及びその家族の人権に関する教育の充実
- 療養所の訪問とハンセン病回復者との交流
- 教職員研修の充実
- 資料の充実

②家庭・地域

- 理解の促進を図るための支援及び広報活動
- 療養所の訪問と交流活動の推進

(8) 患者等

ア 現状と課題

【HIV感染症・エイズ】

エイズの広がりは世界的に深刻な状況にあり、性的接触による感染を中心に拡大しています。

HIV感染症は、近年の新しい治療薬の開発等により、感染しても発症を防いだり、症状を緩和させたりすることも可能になっており、治療を継続して体内のウイルス量が大きく減少すれば、他の人への感染リスクをゼロに近いレベルにまで下げられることも確認されています。

しかし、エイズ患者やHIV感染者に対しては、疾病についての正しい知識や理解の不足から、依然として偏見や差別が存在しています。

【感染症・難病等】

結核や肝炎等の感染症、難病、公害・原爆被爆・原発事故被曝による疾病等についての正しい理解を促進するための教育に取り組む必要があります。

特に、新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症に対しては、感染者の人権にも配慮しながら、関係機関と緊密な情報連携を図り、県民へ正しい知識や感染防止策等の情報提供を迅速に行い、偏見や差別による被害の未然防止に努める必要があります。

イ 基本的な方針

HIV感染症や難病等の疾病について正しい理解と認識を深め、偏見や差別解消のための教育に取り組めます。そのために、正しい情報の提供に努めます。

また、新型コロナウイルスに感染した人やその家族等の人権に配慮しながら正しい知識等の情報提供に努めるとともに、行き過ぎた同調圧力等にも留意しつつ、感染者等に対する偏見や差別を防止するための教育の充実を図ります。

ウ 具体的な取組

①学校園

- 患者等の人権に関する教育の充実
- り患している児童生徒への支援
- 教職員研修の充実
- 資料の充実

②家庭・地域

- 理解の促進を図るための支援

(9) 犯罪被害者等

ア 現状と課題

犯罪被害者等は、精神的、身体的、また財産上の直接的な被害にとどまらず、被害後の様々な状況の変化や周りの人の言動による傷つき等の二次的な被害を受けるなど、様々な困難を抱えています。犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において少しでも平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等の尊厳や権利の保護を図るための諸方策が講じられています。

イ 基本的な方針

犯罪被害者等に対しては、二次的な被害を含む人権侵害があることを理解し、犯罪被害者等の置かれた状況や心情等について理解する教育・啓発に積極的に取り組みます。

ウ 具体的な取組

- ①学校園・家庭・地域
- 理解を深める研修機会の設定

(10) 刑を終えて出所した人等

ア 現状と課題

刑を終えて出所した人等やその家族に対する偏見や差別があり、本人に更生の意欲があるにもかかわらず、その更生意欲がそがれたり、更生そのものが阻害されたりする場合も少なくありません。

刑を終えて出所した人等が更生を果たし、社会の一員として生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、親族、職場、地域社会など、周囲の人々の理解と協力が必要です。

イ 基本的な方針

プライバシーの保護に配慮した視点に立ち、刑を終えて出所した人等の自立が阻まれることがないように、また、その家族の人権が侵害されることのないように、刑を終えて出所した人等及びその家族に対する偏見や差別を解消するための教育を推進します。

ウ 具体的な取組

- ①学校園・家庭・地域
- 理解を深める教育の推進

(11) 性的マイノリティ

ア 現状と課題

一人一人の人間が持っている性には「性的特徴」(身体の性)、「性自認」(心の性)、「性的指向」(好きになる性)の要素が組み合わさっており多様です。いわゆるLGBTなど性的マイノリティとされる人々は、いまだ周囲の理解が十分でないことから、偏見や差別に苦しんだり、日常生活を送る上で暮らしにくかったりする状況に置かれることがあります。

性自認や性的指向等を理由に、偏見や差別等を受けている性的マイノリティの人権問題に取り組む必要があります。

イ 基本的な方針

性的マイノリティを正しく理解し、多様な性を認める教育や、性的マイノリティが自分らしく生きるための支援を進めます。

ウ 具体的な取組

- ①学校園
 - 発達段階に応じた性に関する取組の充実
 - 教職員研修の充実
 - 性的マイノリティへの支援体制づくり
- ②家庭・地域
 - 研修機会の提供

(12) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族

ア 現状と課題

昭和47年の日中国交回復以来、中国残留邦人等の帰国受入れが行われていますが、帰国がなかった人たちやその家族には、生活習慣や言葉の違い等で多くの困難があります。

近年では帰国者の高齢化に伴い介護が必要な人が増えてきていますが、周囲とのコミュニケーションがうまく取れずに孤立しがちであったり、言葉や習慣等の違いから介護サービスの利用を敬遠する人もいたりします。

イ 基本的な方針

日本に帰国した中国残留邦人とその家族について、正しく理解する教育を行います。

ウ 具体的な取組

- ① 学校園・家庭・地域
 - 正しい理解の促進
 - 研修機会の提供

(13) インターネットによる人権侵害

ア 現状と課題

インターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性を悪用して差別を助長し重大な人権侵害を引き起こしています。

近年、情報通信機器の幅広い年齢層への急速な普及に伴い、インターネットを介して大量の個人情報が流出するなどの事件が多発しています。様々な個人情報がネットを介して簡単にやりとりされる中で、個人の私的な生活を他人の干渉から守り、人権侵害を防ぐため、プライバシーの保護は今まで以上に対応が迫られています。

イ 基本的な方針

インターネットの特性について理解を図り、その利用上のルールやマナー、危険性についての指導を充実するとともに、情報を正しく見極め、責任を持って情報を発信する態度の育成に努めます。

また、プライバシーを保護することの重要性について理解を深めるための教育を進めるとともに、個人情報の流出やプライバシーの侵害が発生しないよう努めます。

ウ 具体的な取組

- ① 学校園
 - 情報教育の推進
 - 教材・学習プログラムの活用
 - プライバシーの保護に関する教育の推進
 - 教職員研修の充実
- ② 家庭・地域
 - 環境づくり
 - 学習機会の提供

(14) 様々な人権をめぐる課題

・アイヌの人々

ア 現状と課題

アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発を図るための施策が推進されていますが、結婚や就職等における差別等の問題は依然として存在しています。

イ 基本的な方針

アイヌの歴史や文化、現状等を正しく理解し、アイヌの人々に対する偏見や差別を解消する教育を推進します。また、国際理解教育との関連を図り、先住民族の文化・生活等を尊重する態度を育成します。

ウ 具体的な取組

- ① 学校園・家庭・地域
 - 正しい理解の促進
 - 研修機会の提供

・被災者

ア 現状と課題

災害時には、情報不足や誤った情報等により、被災者の人権が避難先等で侵害されることがあります。また、被災者の中には、様々な事情で避難所に入りにくい人や避難所までたどりつけない人がいるなど、災害時要援助者の避難についての課題もあります。

イ 基本的な方針

被災者をめぐる人権問題について、正しい理解と認識を深める教育を推進します。

ウ 具体的な取組

- ①学校園
 - 正しい理解の促進と社会貢献への態度の育成
- ②家庭・地域
 - 学習機会の提供

・ホームレス問題

ア 現状と課題

ホームレスになることを余儀なくされた人々の中には、地域社会とのあつれきが生じ、嫌がらせや暴行の対象になる事件も発生しています。

イ 基本的な方針

ホームレスに関する問題について理解を深め、偏見や差別を解消していく教育を推進します。

ウ 具体的な取組

- ①学校園・家庭・地域
 - 正しい理解の促進

・北朝鮮当局による拉致問題等

ア 現状と課題

平成14年に北朝鮮は日本人の拉致を認め、謝罪し、5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、いまだ北朝鮮当局から納得のいく説明はありません。

北朝鮮当局による拉致は人権侵害であり、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国が望まれます。

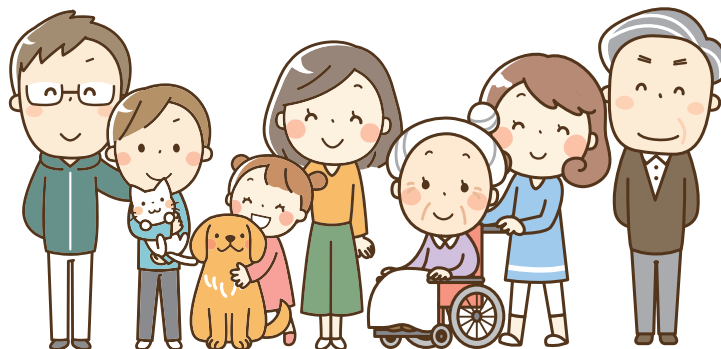
イ 基本的な方針

北朝鮮当局による拉致問題について、理解を深めるための教育を行います。

ウ 具体的な取組

- ①学校園
 - 正しい理解の促進
- ②家庭・地域
 - 学習機会の提供や情報提供

このほか、消費生活上の問題、人身取引、自殺問題、被疑者とその家族への偏見や差別、障害のある高齢者や障害のある子ども等複数の課題を抱える人などの人権課題や、今後新たに発生する人権課題についても、全ての人々の人権を尊重し保障する視点に立って、それぞれの問題の内容と実態に応じて適切に対応するよう努めます。



「第4次岡山県人権教育推進プラン」の体系

人権教育が目指すもの - 「共生社会おかやま」の実現-

生命と尊厳を
守る社会

互いに多様性を
認め支え合う社会

公平な機会を
保障する社会

第3次岡山県教育振興計画
自立・共生・郷土岡山を大切に作る心

総合的な人権教育行政

○ 人権教育についての基本的な考え方

- ・ 人権とは
- ・ 人権教育が目指すもの
- ・ 人権教育の三つの視点
 - 視点1：人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成
 - 視点2：自立支援
 - 視点3：人権を尊重する環境づくり

○ 人権教育の総合的な推進

- ・ 推進体制の充実
- ・ 普遍的な視点及び個別的な視点からのアプローチ
- ・ 人権課題相互の関連
- ・ 学校教育と社会教育との連携
- ・ 関係機関・NPO・大学・企業等との連携
- ・ 校種間連携等
- ・ 人権教育推進状況の把握

○ 推進に当たって大切にすべきこと

- ・ 就学前教育の充実
- ・ 家庭教育の充実
- ・ 教職員の研修の充実
- ・ 指導者等の養成
- ・ 効果的な学習プログラムの開発
- ・ 地域における多様な学習機会の提供
- ・ デジタル化への対応
- ・ 人権侵害への対応

○ 各人権課題に対する取組

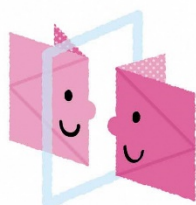
- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 女性 2 子ども 3 高齢者 4 障害のある人 5 同和問題 6 外国人 7 ハンセン病問題 8 患者等 <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV感染症・エイズ ・ 感染症・難病等 9 犯罪被害者等 10 刑を終えて出所した人等 | <ul style="list-style-type: none"> 11 性的マイノリティ 12 日本に帰国した中国残留邦人とその家族 13 インターネットによる人権侵害 14 様々な人権をめぐる課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌの人々 ・ 被災者 ・ ホームレス問題 ・ 北朝鮮当局による拉致問題等 <p>消費生活上の問題、人身取引、自殺問題、被疑者とその家族への偏見や差別、障害のある高齢者や障害のある子ども等複数の課題を抱える人などの人権課題や、今後新たに発生する人権課題について列挙</p> |
|--|---|

「第3次岡山県人権教育推進プラン」見直しの背景

国内外の状況変化（社会情勢の変化、法令・制度の改正、自然災害等）、
「第5次岡山県人権政策推進指針」の策定、県教育委員会の取組成果 等

育てたい非認知能力

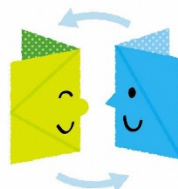
夢育



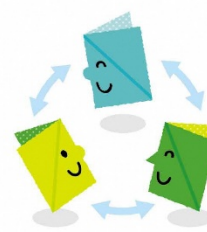
自分と向き合う力



自分を高める力



他者とつながる力



地域とつながる力

第4次岡山県人権教育推進プラン（概要版）

令和4年2月発行

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話 086-226-7611

FAX 086-224-2134